住まいに被害が出てしまったら・・・

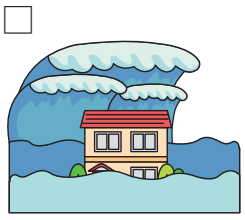
住まいの状況・選択

①住まいの被害
（当てはまる項目にチェック）

地震 □



津波・高潮 □



土石流・がけ崩れ・地滑り □



大規模火災 □





②避難先の選択肢
（災害に応じた避難先をチェック・複数可）

家が安全（家で生活できる）

自宅

在宅避難 □
（そのまま自宅で）



- 自宅の被害が小さく安全を確認できたら、住み慣れた家での生活が安心。
- 避難所と比べ、物資支援がすぐに受けられず、電気・ガス・水道が使えない可能性もある。

家が危ない（家で生活できない）

地域

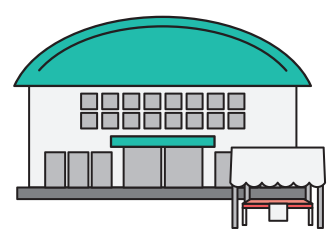
親族・知人宅 □



- 安全な親戚・知人宅に避難する。
- 遠方の場合、移動が難しい可能性あり。

指定緊急避難場所・指定避難所 □
→詳しくは3ページ

- ペットがいる場合、飼い主の安全確保の上で、ペットを守る行動をとろう。
 避難所ごとにペットの受入方法が異なるため、あらかじめ避難所のルールを確認しておこう。
- 遠方の場合、移動が難しい可能性あり。



広域

広域避難 □
（親戚宅・別荘等）



- 遠方の場合、移動が難しい可能性あり。

被害の程度

損害基準判定
（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）

まずは写真撮影を!

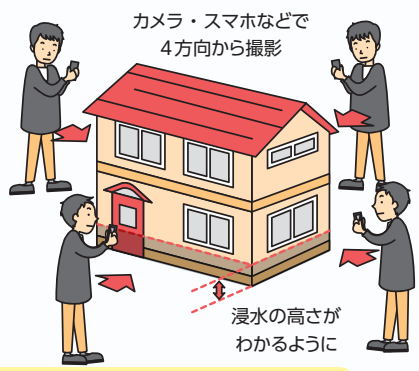
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満
準半壊	10%以上 20%未満
半壊	20%以上 30%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
大規模半壊	40%以上 50%未満
全壊	50%以上
長期避難	

③り災証明書

③り災証明書

もしも、災害で家が壊れたら・・・

壊れた度合いを判断するため、まず、片付け前に家の被害状況が分かるよう写真に撮ってください。市町村からり災証明書を取得して支援を受けるときに必要です。借家の場合でも、一部の支援制度を受けられるので、お住まいの市町村へご相談ください。



写真の撮り方

- 片付け後では正確な調査が困難。修理も被害箇所を写真に撮ってから！
- デジタルカメラでもスマートフォンでもOK
- 建物の外部…周囲すべての面（4方向）の引きの写真（建物全景）
- 建物の内部…被災した部屋ごとの室内全景、破損した箇所の寄りの写真



～り災証明書とは～

- 地震や台風などの災害で、家がどれくらい壊れたかを市町村長が証明するものです。様々な支援金を受ける時や、税金等の減免もしくは延期してもらう時、また、応急仮設住宅の申請にも必要です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われるので、立ち会いなど調査へのご協力をお願いします。後日、調査結果に基づき、り災証明書が交付されます。

※なお、り災証明書は応急危険度判定とは異なります。
※応急危険度判定とは、大きな地震や水害など災害が起きた後に、市町村等の要請により専門技術者が建物が安全かどうかを評価し、「危険（赤色）」「要注意（黄色）」「調査済（緑色）」のステッカーで表示します。応急危険度判定は主に安全の確認や避難の判断に使われ、二次災害を防ぐ役割を果たします。

ライフラインの被害と復旧日数

（千葉県北西部直下地震が発生した場合）

- ◆電気（数時間～数週間程度、計画停電もあり※）
- ◆上・下水道（2週間～１カ月程度※）　◆ガス（約18日※）
- ◆通信（固定電話の半数は数日間、携帯電話の半数は1日後から不通に※）

※千葉県 地震被害想定のホームページ　http://keihatsu.bousai.pref.chiba.lg.jp/higaisoutei/sim2/lifeline/index.html

④仮住まいの選択肢

（災害に応じた避難先をチェック・複数可）

在宅避難

耐震化や家具の固定などを行うことで住まいへの被害を減らせる可能性があります。住まいの防災対策を進めましょう。

自宅 □

自宅に継続して居住するには、余震等のリスクもあるため、建物の安全性や居住性の確認が必要です。



応急修理制度のほか、加入している地震保険の相談窓口にも問い合わせましょう。

応急修理

応急的に修理すれば居住可能だが、自分で費用を出すのが難しく、修理できない世帯には、自治体が限度額の範囲内で必要最小限の修繕を行う場合があります。

費用の限度額

① 大規模半壊・中規模半壊・半壊・半焼	② 準半壊
最大75.7万円	最大36.7万円

※応急修理の期間が長期化し、条件を満たす場合は、応急仮設住宅が併用できます。

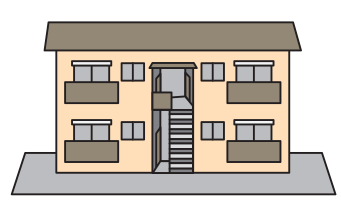
※記載の金額は令和８年８月時点のものです。費用の限度額は変動するため、千葉県住宅課のホームページをご確認ください。

家を修理して住む

自己負担

アパート等（自ら契約）□

行政による応急仮設住宅の支援を受けず、自ら物件を探して、自力でアパート等を借りて入居します。





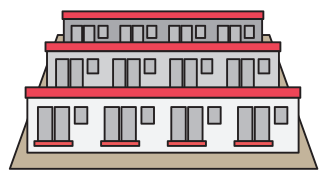
応急修理制度

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）□

災害で、自らの資力で住宅を得られない人には、原則として２年間、無償で入居できる応急仮設住宅が供与されます。

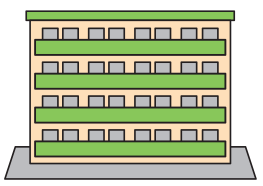
建設型応急住宅

プレハブ・木造で、行政が新たに建設し提供する応急住宅です。



賃貸型応急住宅

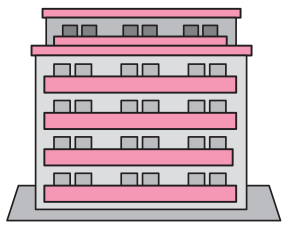
既存の賃貸住宅等を、行政が借上げ提供する応急住宅です。



自宅に住めない

（大幅破損、長期避難）

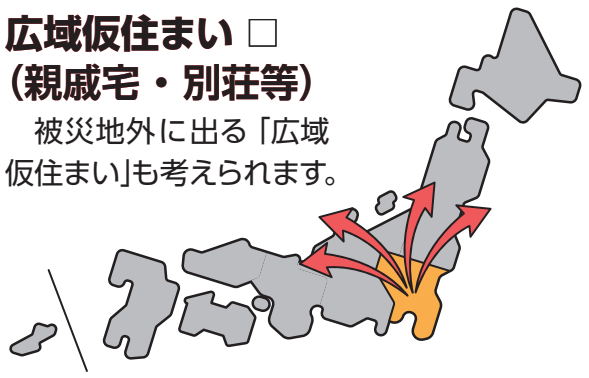
公営住宅 □



低額所得者向けに行政が建設した公営住宅に、一時入居できる場合もあります。

広域仮住まい（親戚宅・別荘等）□

被災地外に出る「広域仮住まい」も考えられます。



住まいの再建

⑤被災後のお金の話

自動車の被災証明書について

車両保険の申請に必要な自動車の被災証明書については、お住まいの市町村にご相談ください。

※「被災証明書」については各市町村で名称が異なる場合があります。



⑤被災後のお金の話

被災者に対する支援制度

大規模災害で家が壊れた世帯や、亡くなられた方の遺族は、「被災者生活再建支援金」「災害弔慰金」を受け取れます。

千葉県　被災者支援

被災者生活再建支援制度
https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/jibun/koudou/hisaishien.html

災害弔慰金・災害障害見舞金
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/book/saigai.html
※リンク先のページの下部に記載されています。

自然災害債務整理ガイドライン

大規模災害でローン返済が難しくなった場合、返済の減免を受けられる制度があります。まずは、専門家に相談してみましょう。

千葉県弁護士会
https://www.chiba-ben.or.jp/soudan/consultation/saigai.html

一社東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページ
https://www.dgl.or.jp/guideline/